

「琵琶湖保全再生施策に関する計画」（原案）の概要

1 計画期間 平成29年度（2017年度）から平成32年度（2020年度）までの4年間					
2 琵琶湖の保全および再生に関する方針					
(1)趣旨		(2)目指すべき姿			
<p>●国民的資産である琵琶湖を健全で恵み豊かな湖として保全・再生を図るため、滋賀県および滋賀県内市町が、多様な主体の参加と協力を得て、琵琶湖保全再生施策を総合的・効果的に推進</p> <p>●「琵琶湖と人との共生」を基調とし、基本方針で定められた「共感」「共存」「共有」が重要であるとの認識の下、琵琶湖の保全再生を推進</p>		<p>多くの固有種を含む豊かな生態系や生物多様性を守り、健全な水循環の下で琵琶湖とともにいる人々が豊かな暮らしを営み、さらには、文化的・歴史的にも価値のある琵琶湖地域の良き伝統・知恵を十分に考慮した豊かな文化を育めるようにすることをもって、琵琶湖と人とのより良い共生関係の形成を目指すものとする。</p>			
3 琵琶湖の保全および再生のための事項					
<ul style="list-style-type: none"> (1)水質の汚濁の防止および改善に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 持続的な汚水処理システムの構築 ➢ 面源負荷対策 ➢ 流入河川・底質改善対策 その他の対策 (2)水源のかん養に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水源林の適正な保全および管理 ➢ 森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進 ➢ 森林生態系の保全に向けた対策の推進 ➢ 農地対策 ➢ その他の対策 (3)生態系の保全および再生に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①湖辺の自然環境の保全および再生 <ul style="list-style-type: none"> ➢ ヨシ群落の保全および再生 ➢ 内湖等の保全および再生 ➢ 砂浜、湖岸、湖岸の緑地の保全および再生 ②外来動植物による被害防止 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 外来動植物全般の対策 ➢ 外来動物対策 ➢ 外来植物対策 ③カワウによる被害防止等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ カワウの防除対策 ④水草の除去等 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 水草の除去等 ➢ 湖岸漂着ごみ等の処理 ➢ 湖底の耕うん、砂地造成等 ⑤生物多様性の保全・保護の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 生物多様性や希少種の調査 ⑥陸水域における生物生息環境の連続性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 魚道の整備、河川での魚類生息環境の保全手法の検討 (4)景観の整備および保全に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 琵琶湖を中心とした景観の整備および保全 ➢ 文化的景観の保存および整備 (5)農林水産業、観光、交通その他の産業の振興に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ①琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 環境に配慮した農業の普及 ➢ 山村の再生と林業の成長産業化 ➢ 琵琶湖の環境と調和のとれた産業の振興 ②水産資源の適切な保存および管理 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 渔場の再生および保全 ➢ 在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方の検討 ➢ 水産動物の種苗放流 ➢ 資源管理型漁業の推進 ➢ 琵琶湖や河川における漁業の持続的発展 ③観光、交通その他の産業に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ エコツーリズムの推進等 ➢ 琵琶湖の特性を活かした観光振興等 ➢ 湖上交通の活性化 					
4 琵琶湖保全再生施策の実施に資する調査研究に関する事項					
<ul style="list-style-type: none"> ➢ 水質や生態系に関する継続的な監視・調査、課題の要因解明・対策の検討 ➢ 試験研究機関や大学など関係機関の連携協力による研究開発、データベースの構築 ➢ 生態系の変化や水質汚濁のメカニズムの解明、課題の抜本的解決のための調査研究の実施等 					
5 琵琶湖保全再生施策に取り組む主体その他琵琶湖保全再生施策の推進体制の整備に関する事項					
<ul style="list-style-type: none"> (1)住民、事業者、特定非営利活動法人等の多様な主体による協働の推進に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 多様な主体の協働と交流の推進 ➢ 住民、特定非営利活動法人等への活動支援 (2)琵琶湖保全再生施策の推進体制に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国や関係地方公共団体、関係事業者、関係団体等とのより一層の連携 ➢ 琵琶湖保全再生推進協議会における施策の推進に関する協議、施策の実施に関する連携 					
6 琵琶湖保全再生施策の実施に資する体験学習を通じた教育その他の教育の充実に関する事項					
<ul style="list-style-type: none"> (1)体験型の環境学習の推進 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 農業体験、森林・林業体験、魚を学ぶ体験学習、琵琶湖博物館等における体験学習、自然観察会等 ➢ 特定非営利活動法人や企業等のCSR活動との連携 (2)教育の振興 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 「うみのこ」「やまのこ」「たんぼのこ」など学校における環境教育への支援 ➢ 食育の推進による琵琶湖の食文化の継承 (3)広報・啓発の実施 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 国内外への広報・啓発 					
7 その他琵琶湖の保全および再生に関し必要な事項					
<ul style="list-style-type: none"> (1)琵琶湖の保全および再生と活用のさらなる循環に向けた方策の検討に関する事項 (2)財源の確保の検討に関する事項 (3)計画の実施状況等に関する事項 (4)資料の作成、公表に関する事項 					